

公益社団法人東京公共嘱託登記司法書士協会  
会 費 に 関 す る 規 則

(目 的)

第1条 この規則は、公益社団法人東京公共嘱託登記司法書士協会（以下「この法人」という）定款第7条に基づき、会費に関する必要な事項を定める。

(会 費)

第2条 会費は、1会計年度につき金24,000円とする。

2 前項の会費は、会計年度の途中において入会する場合は、当該会計年度の残りの月数（以下この項において、当該入会月を含む）に金2,000円を乗じて計算した額とする。ただし、この法人にかつて入会したことがない司法書士の初年度の会費は、当該会計年度の残りの月数に金1,000円を乗じて計算した額とする。

3 前各項の会費は、司法書士法人においては、入会時、もしくは入会后、届けた事務所ごととする。

(会費の納入等)

第3条 会費は、当該会計年度の4月30日までに当該会計年度分を納入するものとする。ただし、当該会計年度の途中で入会した者は、当該年度の会費を入会と同時に納入しなければならない。

2 会費の納入は、この法人が指定した方法により行うものとする。

3 会費の納入に際しての送金手数料が生じる場合は、社員が負担するものとする。

(催告手続)

第4条 会費の納入期日に会費を納入しないで6箇月以上経過したときは、期日を定めて納入するよう催告する。

2 前項の催告は文書で行い、催告書に記載された期日に納入しないときは、定款で定める社員の資格喪失の規定に基づき社員の資格を失う旨を付記する。

(改 廃)

第5条 この規則の改廃は、総会の決議をもって行う。

附 則

(施行期日)

1. この規程は、認可書到達の日から施行する。

〔注〕平成15年通常総会（平成15年6月13日）による。

附 則

（施行期日）

1. この規程は、平成20年4月1日から施行する。

〔注〕平成19年通常総会（平成19年6月8日）による。

附 則

（施行期日）

1. この規程は、平成22年6月11日から施行する。

〔注〕平成22年通常総会（平成22年6月11日）による。

附 則

（施行期日）

1. この規則は、平成24年6月15日から施行し、平成24年4月1日に遡って適用する。

〔注〕平成24年通常総会（平成24年6月15日）による。

附 則

（施行期日）

1. この規則は、平成25年6月14日から施行する。

〔注〕平成25年定時社員総会（平成25年6月14日）による。

附 則

（施行期日）

1. この規則は、平成27年6月12日から施行する。